

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会（仮免許の再交付については、警視総監）
法 令 の 定 め： ○ 道路交通法施行規則 第21条（免許証の再交付の申請の手続）
審 査 基 準：判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：申請の当日中（再交付の申請に係る運転免許証を東京都公安委員会又は警視総監が交付していた場合。行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：運転免許試験場
問 い 合 わ せ 先：運転免許試験場 運転免許本部免許管理課免許管理第一係 (03-3581-4321（内線7251-5052）)
備 考：

